

(様式第6号 別紙)

長崎県福祉サービス第三評価結果報告

①第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

②事業者情報

名称：社会福祉法人 ひなたの会 吉井保育所	種別：保育所
代表者氏名：古賀 新二	定員（利用人数）： 70 名
所在地：佐世保市吉井町吉元 540-1	TEL0956-64-2205

*施設・事業所情報は、事業所プロフィール参照

③施設・事業所の特徴的な取組

【木のぬくもりに包まれた保育所】

吉井保育所は敷地内に木をふんだんに取り入れた自然環境の中で、保育を行っている。木の香り、木目の美しさ、木のやわらかさ、木に触れて感じる安らぎや暖かみ、郷愁は日本人のDNAに組み込まれ、木のぬくもりは人の心を落ち着かせ子どもの安心と心の安定に繋がるとの園長の思いを形にしたのが、木をふんだんに取り入れた木造の保育所である。

保育所の窓から広がる広い園庭には、芝生の坂や、切り株、丸太が積まれており、子ども達は芝生の坂を駆けまわり、バッタやカエルに親しみ、丸太や木の棒で遊ぶ等、自然の道具を用いて創造性を発揮しながらのびのびと遊び、外の樹木との繋がりや広がりの中で落ち着いて過ごしている。

事務所には暖炉があり、保護者が作った薪が積まれている。園児は思い思いの時間や、保護者が迎えに来るまでの時間を暖炉のぬくもりの中で過ごしている。

これは、一人ひとりの子どもを大切に、安心した生活と心の安定を願う特徴ある環境作りである。

【食育を大切にする保育所】

近くに田んぼを借りて、田植え、稲刈り（よく切れる鎌を使って園児と一緒に行う）、脱穀をして、収穫した米を石臼で粉にする、畑で育てた多くの野菜を調理して食べる、年長は、職員と一緒にクッキングをする、味噌作りをする等、食を通して、命の大切さに気付き、お互いを大切に思う気持ちを育てている。これは、吉井保育所の理念に基づいた素晴らしい取り組みである。

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 27 年 9 月 18 日（契約日） ～ 平成 28 年 1 月 12 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成 年度）

⑤総評

◇特に評価の高い点

【保育理念の実践】
安定した生活の中からはしか子供の力は出てこない。安定して安心できる生活の中で自分を見つめて夢を追える子供になってほしい。子供たちの可能性を信じて丁寧に受け止めていく姿は、個性を尊重して園児一人一人を包み込む、ぬくもりを感じることができた。そのぬくもりはソフト面だけではなく、ハード面においても反映されており、究極は法人の名称である「ひなたの会」に象徴されていた。

【園児一人一人にできるだけ多くの職員が関わることのできる仕組み作り】
園児の保育に関して主に担任が担うものであるが、さまざまな連絡調整手段を駆使して、保育士全員で一人の園児に関わる仕組みを作っていた。この取り組みは仕組みだけでは成立せず、職員間の縦や横のつながり、つまり、連携がないとできない。普段の情報交換やコミュニケーションの賜物と言える。

◇改善を求められる点

【目標（ビジョン）実現に向けた組織としての取り組みの明文化】

事業経営をとりまく環境と経営状況、経営課題、中・長期の事業計画及び収支計画、人材育成等に対し、園長は明確な目標（ビジョン）を持っている。理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）は、園長だけでなく、職員間の検討の場を設定する等、組織的な取り組みが必要である。聞き取りの中では、現保育所を建設するに当たり、組織的な取り組みが行われていたが、それが明文化されていない。

今後は、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められ、機能するためにも、目標（ビジョン）実現に向けた組織としての取り組みを明文化することが望まれる。

【マニュアルの整備と研修、定期的な見直し】

「プライバシー保護についての規程・マニュアル」「危機管理マニュアル」「感染症予防と発生時の対応マニュアル」「児童虐待対応マニュアル」「健康に関するマニュアル」「衛生管理マニュアル」は整備され、職員にも周知されているが、「実習生等の教育・育成についてのマニュアル」「ボランティア受け入れについてのマニュアル」「利用者からの相談や意見の対応マニュアル」等のマニュアルが整備されていない。今後は、経験や知識だけでなく、全職員が同じレベルの支援を行うために基本となるマニュアルを作成し、また、作成したマニュアルが有効であるかの点検、見直しを定期的に行うことを期待する。

⑥第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

21年度に民間委託を受け7年の経過の間、公立より法人の理念の変化による保育・運営・勤務体制等が幼児視点に立脚しているか省み、次の計画・目標へと繋げる為に第三者評価を受けることに致しました。

不足、不適の指摘ではなく、保育所運営の立場に立っての改善点の洗い直しと確認といった視点での聞き取りと評価には感謝しています。

⑦第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

⑧利用者調査及び書面調査の概要

(別紙)

(別紙)

第三評価結果

※すべての評価細目（45 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・事務長を担当者としてホームページを適宜更新しており、保育理念、方針や目標など明確に示してある。・基本方針は法人の理念との整合が図れており、職員へは毎朝周知を図っている。保育園の場所を変えて園舎の改築を実施し、新しい環境になったこともあり、そろそろ方針の見直しにも着手を予定していることを確認した。・利用者や家族への周知は、「入所のしおり」にてわかりやすく示してあった。そこには「めざす子供の姿」という項目でわかりやすく図解してあった。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価 結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業全体の動向については、理事長が外部との関わりの中や、行政との関わりの中から把握していることは確認できた。 ・近隣の小学校の児童数を把握すると、概ね地域の利用者数の分析や傾向の把握につながるということで、今後より具体的な把握と分析を期待する。 ・子育て支援センターや病児保育の立ち上げについては、法人として必要性を感じる一方、行政との関わりの中で具体的なところまで進行できない状況でもあるため、地域のマーケティングやビジョンの明確化を図り、可能な限り役割を全うできるように準備等備えておくことを期待する。 		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理を委託している外部の会社の指導を基に経営状況や課題について検討し、解決に受けて取り組んでいることを確認した。 ・園の建て替えを決定した段階から、職員にさまざまな情報を提供して参画を募り、今後の保育の在り方等についても改善に向けて職員間で話し合いを重ねている状況を確認した。 ・経営とは収支のみならず、組織力向上に向けた体系の強化と換言できる。今後、更に多岐に渡る分析を通じて課題を抽出し、その対策を講じていくサイクルの構築を期待する。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価 結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度園舎改築を終了し、一つの区切りを迎えることができていることを確認した。今後は更なる子育て支援の質の充実を目指して次の計画を企画していることを確認した。 ・子育て支援センターや病児保育など必要性を感じるサービスの内容を把握していることは確認できた。実行に際しては行政との調整もあるため、活発な行動はできないが今後のビジョンは確認できた。 ・計画の内容についてビジョンの内容は確認できたが、明文化という意味ではこれから工夫を期待したい。明文化することで、職員が計画内容をイメージしやすいし、動きやすい状況を作ることができる。PDCA サイクルの構築にもつながることを付け加えておきたい。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画同様に、今年度園舎改築を終了し、一つの区切りを迎えることができていることを確認した。今後は更なる子育て支援の質の充実を目指して次の計画を企画していることを確認した。 ・中長期計画同様に、子育て支援センターや病児保育など必要性を感じるサービスの内容を把握していることは確認できた。実行に際しては行政との調整もあるため、活発な行動はできないが今後のビジョンは確認できた。 ・中長期計画同様に、計画の内容についてビジョンの内容は確認できたが、明文化という意味ではこれから工夫を期待したい。明文化することで、職員が計画内容をイメージしやすいし、動きやすい状況を作ることができる。PDCA サイクルの構築にもつながることを付け加えておきたい。 		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎改築に際して、設計の段階から職員の参画を促し、計画的に移行することができていた。 ・事業計画の策定については、年度末までに策定と説明を経て、次年度を迎えるというサイクルを確認できた。 ・前年度の事業計画の評価について、全く行っていないわけではないが、評価内容を書面化(明文化)することで、より評価しやすくなり、法人としての事業の流れが見える状況となるため、今後評価結果の見える化を期待したい。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の主な内容については、保護者の集まりの際に大まかな方針を説明していることを確認した。 ・事業計画は概ね園児の親に説明することになっているが、現行わかりやすい資料作り等までには至っていないため、今後、説明の際はわかりやすい資料作成の方法として、図式化や不明な点の相談先等を明示した利用者視点の資料作りを期待する。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の第三者評価を契機として、保育サービスの質の向上の足掛かりにしたいという園長の考えを聞くことができた。今後定期的な受審を繰り返し、課題を明確化して対策を打ち実行していくというサイクルの構築を期待したい。 		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記同様に今回の第三者評価を契機として、保育サービスの質の向上の足掛かりにしたいという園長の考えを聞くことができた。今後定期的な受審を繰り返し、課題を明確化して対策を打ち実行していくというサイクルの構築を期待したい。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価 結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長はじめ、職務分担表において役割を確認できる資料を確認した。 ・園長は毎月「ひなた通信」という保育所の通信にテーマを決めて執筆している。この資料の中に自らの役割をわかりやすく記しており、周知を図る上で存在感を示している。 ・有事の際の対応として自衛消防組織表等で位置づけを確認することができた。 		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は遵守すべき法令を習得するために、さまざまな会合や研修に参加するだけでなく、自ら役割を理解した上で各種法令等の習得に日々アンテナを張って、必要な情報に関しては現場に落とし込むことを実践し、職員に周知する取り組みも内容や時期を鑑みて、適宜行っていることを確認した。 		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は保育サービスの現状の評価や分析を経て現在の園舎を改築した。常に課題の分析を行ったうえで、職員会や園内研修、そして「ひなた通信」を通じて情報発信していることを確認した。また職員の指導においても自ら面接等行い、意見を集約又は園内研修を実施する等参画していることを確認した。 		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は法人の理念や基本方針の実現に向けて働きやすい環境作りを、職員参画の基に実践されていることを確認した。具体的には職員へ経営面の話をする際に、待遇改善を前提にした内容を考えて伝えたりしている。 ・法人として人事や労務、財務を踏まえた分析は実施しているが、今後、中長期計画にも盛り込むことを見据えて、具体化又は明文化することを期待する。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な人材体制に関する考え方としては、新卒の採用を2年前から定期的に実施している。また、人員基準上必要最低限の保育士ではなく、少し余裕をもって採用していく方針であることを確認した。 ・園長は職員一人一人が園児のことを大切に思い、努力して職務を全うできる職場が働きやすい職場であるという考えを持っており、職員のスキルアップや横のつながり(コミュニケーション)を重要視していることを確認した。 		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉞・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の確保や育成については今年度のテーマに掲げており、保育の目標をよく理解して実践できる職員像を基本にして、ステップアップできる仕組み作りを目指している。 ・保育士への目指す将来像は、幼児教諭と保育士両方所持した職員が1人でも多く配置できている状態であることを確認した。 ・現在、明確な人事考課制度はないが、法人が目指す目標に向かって職員の「がんばり」が見える化できるとモチベーションも高まり、更にはサービスの質の向上につながるものと考えられる。今後、人事考課制度の完成に向けて期待したい。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㉞・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の就業状況については、就業規則に基づいて管理する体制を敷いており、職員の有休取得等就業状況については、事務長に集約されており、健康管理も定期的実施していることを確認した。 ・職場の風通しはよく、上司へ相談できる風通しの良さを職員へのヒアリングで確認することができた。 ・職員の就業状況の把握は十分にできているが、人員体制についての見直しや改善については事業計画へ盛り込んだ上で、年度毎等定期的に確認することを期待する。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・㉞
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人一人の目標設定については、法人の基本理念や保育の方針、保育の目標をベースにした中長期目標から始まり、単年度計画、事業計画に盛り込んだ教育に関する計画にて盛り込んだ上で、個人目標に落とし込む等連動した内容となることを期待する。 		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内資料のうち、しおりの中にある「理想とする職員像」を基本として、組織が目指す職員像を示してあることを確認した。 ・法人内において外部研修は資質向上の目的で実施しており、一方、内部研修はこのような内容は最低限勉強しておいてほしいという項目に分別して実施していることを確認した。内部研修に関しては、年に7～8回夜に実施しており、内外部含めて多頻度に研修に参加できる機会を創出していた。 ・毎年保育に関する研修を中心に計画を立案している。今後、新しい研修計画を立案する前に評価をすることで、より効果的な研修計画を立案できると考えられるため、受講者個々人の評価や全般的な評価等を記録に残すことを期待したい。 		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のうち取得している資格の一覧は、配置基準の関係もあるため確実に把握してあることを確認した。 ・新任の保育士は担任の保育士の指導を年間通して行う仕組みがあり、個別的な指導となるため効果的な教育が期待できる状況である。 ・現行の研修内容に加えて経験年齢別や階層別など、職員の経験やレベルに応じた研修計画を立てることができれば、更に効果的な研修となり得るため、今後さまざまな研修体系を期待する。 		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生の受け入れは学校より毎年3~5名実施しているが、基本姿勢の明文化や具体的なプログラムの作成、指導者に対する教育体系が構築されているとは言い難い状況であった。実際に実習生を受け入れており、一つ一つの行程を文章化して、プログラム化することで、より効果的な実習となり得るし、受け入れ側の担当者が変わることがあってもマニュアルがあれば手順等確認しやすく、効率的な実習を推進できるため、今後実習生の受け入れに関する明文化を期待する。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価 結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人のホームページ上に事業の理念や基本方針は示されており、法人の特性上、決算情報等も公開されていることを確認した。 ・苦情内容の公表については、園便りにその内容と改善策を記載してあることを確認した。今後、内容にもよると思われるがより透明性を担保する目的で、ホームページ上にも記載する等期待したい。 ・どこまで活動範囲を広げることができるか不明ではあるが、今以上に地域貢献の目的で隣近所からでも園の便りを配布や、保育園の行事の案内を実施する等地域の中での存在感を示せるように期待したい。 		

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務、経理、取引に関する内容は園長や事務長を中心に確立しており、権限と責任の所在についても職務分担表にて確認できた。また、会計については外部の専門家によるチェック機能があるため、経営の健全化については担保されている。今後、第三者評価のような外部の目を定期的に入れることで、より健全な運営ができるように期待したい。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価 結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育方針の中に地域社会と連携を図ることや、地域における子育て支援等「地域」との関わりを積極的に謳っていることを確認した。 ・地域の行事等は掲示板を利用して情報発信し、地域と保護者や園児のつながりをもてるような取り組みを実践していた。具体的には地域の行事や図書館で読み聞かせがあること等が挙げられる。 ・地域との繋がりとしては、民生委員や地区の小学校の校長に園の行事案内をすることや、吉田くんちに参加、吉井町の文化展に出展すること等、主に地域の行事への参加を確認した。 		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れは実施しており、平成27年は高校生が2名活動したことを確認した。 ・ボランティアへは実際に活動する前に、注意事項等口頭で実施して活動支援していることを確認した。 ・今後ボランティアの受け入れを定期的に行う方針であれば、基本姿勢や、学校教育への協力体制の明文化や、受け入れマニュアルを作成して、いつでも誰でも同じ基準で、ボランティアの受け入れができるような仕組み作りを期待したい。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営に関する関係機関の一覧は、すぐに連絡先が出せるような状況で保存してあることを確認した。 ・関係機関との定期的な連絡会については、保幼少連携連絡会という組織があり、月に1回開催されるということで保育主任を中心に参加していることを確認した。また、地域の小学校と共同で遠足に行く企画等関わりを持っている。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣にある介護保険サービス事業所との連携について、音楽会等の行事がある際は声をかけたり、逆に出向いたりする等限られた中ではあるが交流を図っている。 ・災害時等はその程度にもよるが、近隣の介護保険サービス事業所と提携して、お互い安全を確保できるように協力体制を敷いていることを確認した。 ・園長は希望として、保育園の近隣に引っ越してきて、さまざまな活動を通して地域の住民と関わりを持ちたいと考えている。今後、専門的な部分も、そうでない部分も含めて自由に交流ができるような関係構築を期待する。 		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>・現在、地域の福祉ニーズの把握にまで手を回すことができていないが、園長の希望として、保育園の近隣に引っ越してきて、地域住民と関わりを深めていきたいと考えている。すぐすぐにできることではないかもしれないが、できる限りのところからでいいと思うので公益性の高い活動を少しずつ実施し、現実的に引っ越してきたあとは、より緊密に関係が構築できるように期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>・園の保育目標に人権を意識した文言が明示しており、職員は職員会議等の場面でその内容を周知し、実践するための取組みを「吉井保育所保育理念」により確認できた。また、園児への関わりについては、基本方針を遵守する形で個別指導計画に盛り込んであった。また、園児はそれぞれの環境下に育っており、一律的な関わりではなく、個々それぞれの環境にできるだけ合わせる支援体制を確認することができた。具体的には朝の送迎時等に保護者から朝食の量や睡眠時間の把握を行うことで、利用中は時間の調整を行った対応を取ることができる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>・プライバシーの保護については就業規則にて、その文言を確認でき、一方、虐待防止や権利擁護については児童虐待対応マニュアルで確認することができた。このような基本的な内容の教育については、職員会議の場等で周知徹底を図ることや、外部研修に参加することも含めて、永続的に実施していることを確認することができた。また、万が一不適切なケアを行った場合は、就業規則に罰則等の詳細が記してあった。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の情報については、佐世保市乳幼児施設ガイドにおいて、他の施設も含めて情報発信してある。またホームページ上においても園の紹介は実施しており、内容はわかりやすいものとなっていたし、内容は事務長が適宜見直しを行っていることを確認した。 ・園の案内は資料だけではなく、見学や体験してみる等、保護者が利用となった場合にイメージしやすい工夫を行っていた。 		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用前には、主に保護者に対して「入所のしおり」を基にして説明を実施するようしていた。またサービスの開始時や変更時は、主に保護者に対して実施されており、必要に応じて事前連絡を行う等保育士が配慮していることも確認した。利用前の説明などについて、電話対応でも説明することを行っており、保護者の状況に配慮した方法をとっていることを確認した。 		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉠・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援を要するような園児に対しては次の場面で状況が把握できるように書面を準備していることをファイルにて確認した。 ・今後、何らかの理由で保育が必要ない状況になったり、卒園した場合においても、吉井保育園が保護者にとって一つの相談先であり続けることができるように、口頭だけではなく、園の利用が途絶える際等に渡すような書類の片隅にでも、いつでも相談できる旨記載してみることを検討してほしい。 		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年5月を目安に状況把握等の目的で、保護者と個人面談を実施している。その中で昼寝を短くしてほしいという要望があり、生活パターンの把握等調査した上で対応したケースを確認した。 ・園の職員は役員会や保護者会等に顔出しして、相談しやすい環境作りを意識していることが確認できた。顔が見える環境がその第一歩ということで、その実践の証に話しやすい環境を構築していることを確認した。 ・今後、園児や保護者の満足度の質量は変化していくし、また、声なき声をどれだけ拾い上げるかが、本当の意味での満足度につながるものと考えられる。満足度を調査する取組を定期的に続けていくことを期待する。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の体制は、職務分担表に明記され、苦情解決の仕組みは、「意見・要望等の受付対応書」や「事業計画書」にわかりやすく説明している。 ・玄関にご意見箱を設置する等、苦情を申し出やすい配慮もある。 ・苦情内容は、「苦情処理ファイル」に記録され、苦情内容は職員会議で検討し、苦情内容や解決結果は「ひなた通信」（広報誌）で保護者に公表し、今後の保育に生かしている。 		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者には、毎日の送り迎え時に、また、入所説明会や保護者参観日等で、相談や意見があれば担当保育士や園長、副園長がいつでも対応出来ることを話しており、事務所に相談スペースを設けている。 		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談や意見は、その日の内に担当保育士や園長、副園長に報告し、「連絡ノート」や「保育に関するノート」に記録して、職員会議で検討している。これらのノートは、全保育士が読みやすいように事務所の机の上に置き、保育士全員で共有している。 今後は、相談や意見内容の記録方法や報告の手順、具体的な対応方法、保護者への経過と結果の説明、公表の方法等について定めたマニュアルを整備し、定期的な見直しを行うことを期待する。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 過去1年間に安全確保の対策で問題は発生していない。 「事故発生時の危機管理マニュアル」「不審者に対する危機管理マニュアル」で体制を整備し、火災、水害、不審者侵入を想定した避難訓練を行っている。 毎週水曜日に遊具点検や園庭点検を行い、点検結果を「連絡ノート」に記録し、朝礼で報告している。全保育士に対して安全確保・事故防止に関する園内研修を行い、遊具や園庭の点検は、チェックがあるから大丈夫と思わず、常に確認することを伝えている。 		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去1年間に安全確保の体制で問題は発生していない。 ・ 「感染症対策ガイドライン」「インフルエンザ対応マニュアル」「排泄物や嘔吐物」の対処法マニュアルは看護師のアドバイスを受けて作成しており、事務所の引き出しに入れ、保育士がいつでも見ることができるようにしている。 ・ 保健所から定期的に送付される「感染症発生動向についてのファイル」に基づき、朝礼で現在流行している感染症について話をし、対応マニュアルを再度確認・見直す等、適切に対応している。保護者にも「保健だより」や「保護者だより」で周知している。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の対応体制は「自衛消防組織表」「緊急連絡網」に明記されている。 ・ 毎月、園児、職員で災害時避難訓練を行っている。調理室からの出火、放送室からの漏電火災、水害、近隣火災、水害、外部侵入等の災害想定による避難場所確認、指導内容と留意点、反省を行い次回の災害避難訓練に繋いでいる。近所の福祉施設（デイサービス）との連携も行っている。 ・ 今後は、災害に備え、賞味期限を踏まえた食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備することを期待する。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価 結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保育室で心がけること」に標準的な保育実施方法が文章化されている。保育実施方法には、園児の尊重、権利擁護に関わる姿勢が明示され、保護者には、「ホームページ写真使用同意書」「卒園文集作成同意書」により同意を得ている。 ・ 標準的な保育実施方法について、朝礼時や職員会議、園内外研修等で職員に周知徹底している。 ・ 標準的な保育実施方法に基づいて保育が実施されているかは、日誌等で反省・考察・評価されている。 		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準的な保育実施方法は、毎月行われる職員会議やクラス別の会議の中で複数の職員により客観的に反省・考察・評価を行っている。 		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a)・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度始めに保護者から「児童の記録」を提出してもらい、園児の背景を把握している。 ・ 個別指導計画の中で、園児一人ひとりについて食事、人間関係・遊び・言葉、生活（排泄、睡眠、清潔）、健康・安全、表現、環境等のアセスメントから課題を引き出している。一つひとつの課題に対して具体的な配慮（関わり方）が記載されており、具体的な保育に関しては毎月、複数の保育士で話し合い客観的に評価・反省を行い、次月の個別指導計画に繋いでいる。 ・ 毎日、保護者から育児日記を提出してもらい、家庭との連続性を重視しながらアセスメントを行っている。 ・ アセスメントは、保育士、栄養士（特に離乳食やアレルギー除去食等）や園長、副園長が参加して協議を行っている。 ・ 支援が必要な園児においては、保護者と話し合い、保護者同意のもと、市の支援機関に繋いでいる。 		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a)・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日誌、週案、月案、個別指導計画の評価・見直しは、担任が責任者であるが、定期的に複数の職員で職員会議において検討し、主任、副園長、園長に報告している。 ・ 子ども一人ひとりに対する保育の向上を継続的に実施するために、全ての計画は、PDCAサイクルで実施されている。 		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 園児の身体状況や生活状況は統一された様式により把握している。 記録の書き方に関しては、園長や副園長が一人ひとりの保育士に、課題を明確に書き、園児がどのように推移して行ったかを、わかりやすく、その園児の様子が浮かぶような書き方で記録するように継続的に指導している。 個別指導計画・経過記録は、毎月の職員会議やクラス別会議で評価・見直しを行う中で全職員で情報を共有している。 		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 記録管理の責任者は園長であり、個人情報事務所の奥に保管し入り口に鍵をかけ、永年保管している。 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対応として、個人情報の記載は必ず保育所で行い、事務室奥に保管するように指導している。 職員に対して記録の管理や個人情報保護の観点から園内研修を行っている。 個人情報の取り扱いについて、肖像権利や卒園文集に関して保護者に説明を行い、文章で同意を得ている。 		

第三評価結果

※すべての評価細目（24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a b c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 吉井保育所の保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨を捉えて、園長の責任の下、園長と副園長で吉井保育所独自の保育課程を編成している。子どもの一人ひとりを大切にするという理念に基づき子どもの育ちに関する長期的見通しを持って適切に、具体的に編成されている 今後は、全職員の参画により保育課程を編成し、定期的に評価し、評価の基づき改善することを期待する。 		

	1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 吉井保育所では独自に「育児援助マニュアル」を作成し、各年齢の発達の特徴や保育で大切にしたいこと、留意点と介助の手順を分かり易く文章化している。その中で、乳児保育が全保育の柱となると捉え、保育内容が同じ手順で行われるように担当保育士（3名）、園長、副園長と話し合っって個別指導計画を作成し、一人ひとりの園児に応じた記録や評価を行っている。 乳児の発達段階を踏まえて、基本的な生活習慣（排泄、食欲、お昼寝時間）の取り組みを重視し、乳児が安定し、早く慣れるために2年前より保育を担当制（1人の園児に対し3人の保育士）としている。乳児は疾病への抵抗性の弱さがあるため、保護者との連携を大事にして、家庭での様子を詳しく書いた育児日記や登園児視診を朝礼時に確認し、全職員で情報を共有している。また、看護師との相談を密にする等、連携を図っている。 玩具等、乳児は口に入れるので消毒液に漬けて日光消毒を行い、玩具の大きさや部品が外れないように注意している。また、離乳食に関しては、栄養士や調理室、職員と連携を図っている。 全職員にSIDSに関する知識を周知し、お昼寝時には5分おきに状態をチェックし午睡チェック表に記録している。 保育室は大きな窓により明るく、床暖房を設置し、保育士が見通せるように低く棚を配置する、手を挟まないように注意する等、安全性に配慮しながら、子供が安心して過ごすことができるように整備されている。 		

	<p>1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉井保育所において1・2歳児の保育は、できたという自信や達成感に繋がるため、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めることが大切である（援助しながら自分でやりたい気持ちを大切に待つこと）と認識して、自我の育ちを受け止めるためにも「待つこと」「選ばせる」ことを大切に保育している。 ・ 1・2歳児の基本的な生活習慣で大事なことは、さりげない援助をしながら服の着脱ができ、出来たという達成感を感じることや、オムツからトイレへの移行期であり、個人差に応じた対応と保護者との育児日記やお迎え時に話しをすることで協力、連携をとりながら保育している。 ・ 1・2歳児は感染症にかかりやすいので、手の消毒と換気に注意している。 ・ 探索活動が十分にできるように、園庭の芝生で覆われた坂の昇降や、切り株等の木の遊具、カエル・バッタの虫とのふれあい、室内では、床暖房が整備され、手先を使う遊びやスポンジトンネル、ボール遊び等の身体を動かす遊びに取り組んでいる。 ・ 1・2歳児の保育における養護と教育は、個別指導計画に記録され、計画に基づき実施、評価なされている。 		

	<p>1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児は、朝10時までは縦割り保育を実施している。縦割り保育により上の子どもは下の子どもを気遣い、下の子どもは上の子どもを見てやる気を出す等の効果がある。 ・ 3歳児は、一番身体を動かしたい時期であるため、ごっこ遊びや指先を使うまごごと、勝ち負けが少し入るゲーム遊びに取り組んでいる。基本的な生活習慣では、自分で気温を感じて服を着脱する等、温度調整のため、自分で体調管理が出来るように声かけを行っている。 ・ 4歳児は、エネルギーに溢れた時期であり、勝ち負けのコントロールができるような保育に努めている。例えば、椅子取りゲームで自分たちで折り合いをつけるまで保育士は待ちながら見守り、園児が納得するまで待つことで、人の気持ちが変わる、自分の気持ちも伝えることができるように関わっている。 ・ 5歳児は、年長だという自覚を持ってもらうため、給食当番（保育士と一緒に3歳児の給食の配膳をする）をする、友だちと協力して木の積み木で大きな恐竜やロケットを作成する等、自分たちで遊び、トラブルを解決できるように外から見守ることを大切に保育している。 ・ 子どもの育ちや取り組んでいる活動については、保護者にはお迎え時やクラスだより、保育参観時に伝え、就学先の小学校には保幼小会議時に話し合い、園だよりを配布することで伝えている。 		

	1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、 保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	○ a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス懇談やクラスだより、園だよりで子どもの今までの成長やこれからの発達について保護者に話をしている。 ・給食交流や運動会の練習見学、小学校と日程を調整して、校庭に行き小学生と一緒に遊ぶ、散歩の途中で小学校に寄り、小学校の校長先生や先生達に挨拶をしてトイレを使わせてもらう等、子どもが小学生と実際に触れ合うことで、また、それを子どもが保護者に話すことにより、子どもも保護者も安心し、小学校生活について見通しを持てるように援助している。年、月計画の中に小学校との連携等が記載され、それに基づいた保育が行われている。 ・小学校が和式トイレであるため、保育所の便器も、一部和式便器を用意して使い方を覚え、慣れるように環境を整えている。 ・年長になると、自分達で決めて協力し合うことが出来るようになり、木の積み木で大きな恐竜やロケットを作成している。0歳児から、やりたいことをしてもいいんだよ、自分の判断で自分でするんだよという一人ひとりの子どもを受け止め、大切にするとという一貫した保育を続けることで子どもの意欲を育てている。大きな恐竜やロケットが出来上がったことを子どもと保育士が喜びを共感することで子どもたちは達成感をより強めていき、好奇心や何かに挑戦する意欲を育てている。 		

1-(2) 環境を通して行う保育	
1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設は木をふんだんに使った木造建築で、木の香りや窓から差し込む日光、天井には、あかり窓にプリズムをはめ込み光の虹を作っている。家具や床、手洗い場、トイレは中性消毒液で清潔に保たれ、床暖房で心地よい環境が整えられている。また、沐浴設備やシャワー等、身体を清潔に保つ設備も整っている。 睡眠時は、「コットベット」という小さなベッドを用意し、おもしろしてもマットがメッシュになっており洗うことができる。夏は涼しく冬は暖かく、衛生的で清潔な環境を整えている。 子どもが困った時に、いつも側にいて子どもが安心して過ごすことができるよう育児担当制を取り入れている。 一人ひとりの子どもがゆったりとくつろいで過ごすために、ダンボールで自分の居場所を作る、保育室に60×90の布を敷き、その上で遊ぶ等、一人ひとりの安心した自分のスペースや時間を保障することを大切にしている。 	
1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣を身につけるために、排泄チェック表で時間をみながらトイレに誘導するとトイレで排泄できたという喜びと今後の意欲に繋がってくる。おもしろしをした時も優しく言葉をかけ、次は失敗しないぞという気持ちを持てるように接している。 0歳児～5歳児まで職員間で服の着脱の仕方を統一することで、子どもが混乱せず、自信を持って基本的な生活習慣を身につけることができるように援助している。 園庭に置いてある切り株や丸太、芝生の坂等、自然にある物に魅力を感じ、自分たちで想像力を発揮して遊びを考えている。 子どもが自分の健康に関心を持つように、手洗いやうがい、食後の歯磨き、フッ化物洗口を取り入れ、自分で水分補給ができるように保育している。 	

	<p>1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>○a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月齢に合った玩具や手作り玩具をすぐに取り出せるように子どもの身長に合った棚や棚の置き方を工夫している。 ・ 子どもが今している遊びは、その子にとって必要な運動であると捉えトランポリンを導入する等、身体的発達の環境を整えている。 ・ 一輪車や竹馬を取り入れ、頑張ったら出来たという達成感や自信が強さとなり、小さい子どもにも優しくできるという保育を大切にしている ・ 朝10時までと夕方は異年齢児保育を行い、給食当番やあいさつの当番等、役割を果たせるような取り組みも行われている。 		
	<p>1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>○a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の横にある畑で野菜を育てる、田んぼを借りて田植え、稲刈り、脱穀をして、それらを調理して食べる、クラスの観葉植物に水をやりながら大切に育てる、メダカの飼育等、子どもが身近に動植物に接する機会を作っている。 ・ 散歩で拾ってきた葉や木の実を使って遊び、それらを使って作品を作り、クラスに展示している。また、散歩時に小学校に寄って小学校の先生や生徒と話をし、隣接するデイサービスや老健施設に訪問する等、地域の人たちとも接する機会を作っている。 ・ 3～5歳児は、電車（松浦鉄道）に乗ってお別れ遠足に行くが、その時に地域の人と話しをしたり、公共マナーを教えている。 ・ クラスに適した絵本や紙芝居を置き、園庭で捕まえたバッタを図鑑で調べる等、季節や自然に対する興味を広げるための絵本や図鑑が準備されている。 ・ 指導計画の中に身近な自然や社会と関わるための必要な援助が記載されている。 		

	1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びや活動の中で、子ども同士が話しをしながら積み木をする、紙に道路や線路を描き、「私の家はこのあたり」「ここから学校はどの道を通って行こうか」と話しをしながら絵を描いていく、クラスの中や帰りの時間に年齢にあった紙芝居をする、わらべ歌を取り入れる等、様々な話し言葉に触れる機会を設けている。 ・下駄箱に名前シールを貼る、カレンダーに今日の曜日を保育士と話しをしながら貼る、年長児はお正月に保育所から届いた年賀状を受け、自分たちも手紙を出したいとハガキに絵を描き、文字を書きたい子どもには字を教えながら、子どもたちが自然な形で文字や数字に親しみ、文字や絵で気持ちを伝える喜びを味わえるように関わっている。 ・子どもたちが、遊びの中でカスタネットやピアノ等、いろいろな楽器を楽しむように環境を整えている。 ・子どもたちが作った作品や絵を保育士が丁寧に扱い、丁寧に額に入れることで子どもたちは自分の作品が大切にされていると感じ取り、他の子どもの作品も大切にするという気持ちを育てている。また、子どもたちの作品や絵は一同に展示するのではなく、1～2作品ずつ3日ごとにクラスや玄関に展示することで子どもたちや保護者に、子どもが表現した作品が尊重され、保育環境の中に生かされていることを伝えている。 		
1-(3) 職員の資質向上		
	1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年・月・週・日案、個別指導計画・経過記録の中に「子どもの育ちを捉える視点」で記載されており、定期的に職員会議等で複数の職員間で保育の評価を行っている。 ・園内研修で講師を招き、「自らの保育を捉える視点」で自らの保育実践を振り返ることにより、専門性の向上や保育実践の改善に努めている。 ・今後は、保育士の自己評価を「自己評価ガイドライン」等に基づいて定期的に行い、保育士の自己評価を踏まえた保育所の自己評価を、全職員の共通理解を持って取り組むことを期待する。 		

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価 結果
2-(1) 生活と発達の連続性		
	2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	○a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭環境や生活リズム、身長の変異から生じる一人ひとりの違いは、育児日記や健康チェックノート、児童記録簿、日課表、個別指導計画・経過記録で十分に把握できている。 ・ 子どもへの声かけは、笑顔を絶やさず、やさしい言葉と態度で接する、制止する言葉を用いないことは「保育室で心がけること」の中に明記され、朝礼や毎日の保育の中で常に意識され実践されていることは、計画書の評価・考察や保育士の実際の接し方の中で確認することができた。 ・ 子どもが、今こだわり今していることはその子どもにとって必要なことだと認め、どのように援助していけばいいのか、子どもと共に模索している。泣いたり、駄々をこねたりする子どもは、保育士の膝でしばらく抱く事で、子どもが一番困っていることを受け止めている。その関わりの中で子どもは保育士から肯定され、それにより子どもは安心し、安心する繋がりの中で気持ちが安定していく。この取り組みは、子ども一人ひとりを受容し子どもの状態に応じた援助であり、個人記録に記載されている。 		

	2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別指導計画」に障害のある子どもの特性に配慮し、医療機関や専門機関（発達センター、ことばの教室等）との連携を大切にした個別の計画を立て、子どもの育ちは「経過記録」に記録している。 ・ 障害のある子どもも、集団の中で生活している。初めはその子を知るために子供たちはいろいろな関わりを持ってくるが、障害を持つ子どもと共に生活することで、周りの子ども達も学ぶことが多い。職員は子ども達自ら状況をみながら、お互いに助け合い生活できるように援助している。 ・ 共に生活するためには、全職員が障害のある子どもの情報を共有することが必要である。保育所では、定期的に職員会議を開催し、その子どもの状況や援助方法等を話し合い職員間の連携を図っている。また、障害児保育に関する外部研修にも参加している。 ・ 保護者に理解してもらうために、先ず受け入れ時に保護者に知らせ、受け入れ後の子ども達の日頃の様子や、子ども達が努力している過程、それによる子どもの育ちを保護者に報告することで、保護者全体に対しても障害児保育への正しい認識が出来るような取り組みを行っている。 		
	2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間にわたる保育は計画的に行われ、日課表や延長保育ファイルに出された軽食や飲み物の内容が記録されている。 ・ 子どもの状況については、職員用連絡ノートや延長保育ファイル、延長時の申し送り引き継ぎを行い、お迎え時に保護者に子どもの様子を伝えている。 ・ 延長保育は縦割り保育で行われ、事務所に置かれている暖炉を囲んで過ごす等、家庭的な雰囲気やくつろぎを作り出すための工夫をしている。 		

2 - (2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場	
2 - (2) - ① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	○ a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの既往歴や予防接種の状況は、健康調査表や予防接種調査表で把握している。 子ども一人ひとりの健康状態は、受け入れ時に保護者から情報を入手して朝礼時に申し送りをして職員間で共有している。 看護師が、前もって流行りそうな「感染症について」「ウイルスについて・症状の現れ方、感染経路について」毎月の「保健だより」で保護者に伝えている。感染症が流行った時点で、「新型インフルエンザ対応マニュアル」や「排泄物や嘔吐物の処理方法マニュアル」を再度確認しながら、保護者や保育士、調理士に処置の仕方やポイントを指導している。 看護師の提案で、園児が嘔吐・下痢した衣服は、二次感染を防ぐため衣服をビニール袋に入れ、分かるところに園での状態と消毒の仕方を詳しく書いた用紙を貼り保護者に渡している。 看護師が、厚生省の通達の中から必要な情報を選んで、朝礼時に伝えている。保護者からの質問には答えたあと、張り紙をして保護者に伝えている。 薬は朝、登園時に保護者から1日分を受け取り、看護師が全部の薬に目を通して仕分け後、担任に渡している。0～2歳児は担任が服薬させ、3～5歳児は看護師が服用させている。 	

2 - (2) - ② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事は、子どもの身体的成長の基本であるため、吉井保育所では「食育の全体計画」を作成し、それを基に食育を行っている。 ・ 担任が、食事する机に花を飾り、アルコール消毒を行う、子どもと一緒に食事を楽しむ等、雰囲気作りに配慮している。 ・ 展示食を見て材料に関心を持ち、野菜を切る調理士と野菜の当てっこをする（調理室はガラス張りになっているため保育室から見える）等、調理士と話しをする中で、楽しみながら食べ物に関心を持つように配慮している。 ・ 食事は、規程グラム数を出し、3歳児未満は担任が個人差に合わせて量を調整する、3歳児以上は自分で食事量を調整するため、必ずおかわりを出すように工夫している。朝礼で、子どもの体調を聞き、体調に合わせた調理をしている ・ 園庭の横に畑があり、キュウリやナス、芋類、インゲン、ピーマンを子どもと一緒に育てる、田んぼを借りて、田植えや稲刈り（よく切れる鎌で稲刈りをする）、脱穀、石臼で米を粉にする等、子どもが育てた野菜や米を調理すると、嫌いな野菜でも食べることができている。調理師が三大栄養素のカードを作り食事の上にたんぱく質、緑黄野菜、炭水化物、脂肪のカードを置くゲームをする中で、子どもに30分位栄養について話しをする、年長児は担任や副園長と畑で採れたキュウリの浅漬や梅干、味噌作りをする等、食育に力を入れている ・ 毎月1回、お弁当の日があり、お弁当を持って公園で食べる等、様々な食事のスタイルの工夫がある。また、栄養士や調理士は子どものお弁当から、その子の食べる量や好み、アレルギーの子どもが家庭でどのような物を食べているかを把握している。 	

<p>2 - (2) - ③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの食べる量や好き嫌い、残食等は担任が把握し、栄養士や調理士に伝え給食日誌に記録し、次回の献立に反映している。 ・ 献立は旬の物を取り入れ、七草汁、節分食、毎月必ず新メニューを取り入れる等、食育の工夫を行っている。 ・ 園児がすくいやすい形に食器を変更する、0歳児には歯茎でつぶせるように1～2時間煮た物を出す、1～2歳児には、りんごの皮を剥き、小さく切ったり、すりおろす等、一人ひとりの園児に合わせて食事を提供している。 ・ おやつは週3回手作りおやつを提供している(フライドポテト、白玉ぜんざい、大学芋、きなこおにぎり等) 	
<p>2 - (2) - ④ 健康診断・歯科健診の結果や子どもの発育発達状況について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園児の健康診断は年2回、歯科検診は年1回、尿検査(3歳以上、年2回)、ぎょう虫検査(全園児、年2回)行われ、「健康診断記録簿」「内科健診記録簿」「歯科検診記録簿」「身体測定記録簿」に記録され職員に周知している。健康診断や歯科検診等の結果は連絡帳に記録して保護者に伝えている。 	

2-(3) 健康及び安全の実施体制	
2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	○ a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> アレルギーに関しては、保護者から「アレルゲン検査チャート」を提出してもらい、保育士と栄養士、調理士に検査表のコピーを渡し、看護師が管理保管している。 調理室では、アレルギー疾患のある園児の食事を先に作り、色分けされたトレイ（アレルギー児専用トレイ）に食事と絵札（子どもの写真と名前、アレルゲンが記入されている）を置き担任に渡している。担任は食事の前に再度確認（二重チェック）した後配膳している。 慢性疾患を持っている子どもは、特に注意して見守るようにしている。看護師は、朝、全クラスを見て周り、声かけを行い担任保育士と連携している。保育所での怪我は打撲時は整形外科に園児と同行して、保護者に連絡している。 	
2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	○ a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 過去1年間に衛生管理で問題は発生していない。 調理場、水周りの「衛生管理マニュアル」を作成し、給食会議（園長、副園長、主任、保育士、栄養士、調理士参加）において定期的に衛生管理に関する検討、要望、困っていることを話し合っている。例えば、給食室の下水管からの悪臭について、栄養士、調理士より報告があり、工事を行い衛生管理記録簿に記載し、全職員と共有している。 衛生管理の外部研修に、栄養士、調理士が参加し、研修内容は研修記録簿に記載し、全職員と共有している。 	

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価 結果
3-(1) 家庭との緊密な連携		
	3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭での食事の状況は、育児日記等で把握している。毎月、献立表を作成し、献立表には、毎月1回必ず取り入れる新メニュー、10時食、12時食、15時食に分けて献立が分かりやすく作成され、行事食、お弁当の日も載せて保護者に配布している。 展示食を見て、保護者から食事量の質問を受ける、子どもが家庭で給食の話をする中で、子どもの好きな料理のレシピを保護者に教え「給食だより」にレシピを掲載して配布している。 「給食だより」にどのように教えれば、はしが上手く使えるようになるかを分かりやすく説明する、子どもに人気があったレシピを紹介する、食べ物クイズで保護者が食材に興味を持つように工夫する等、給食だより等で保護者が食への理解が深まるような取り組みを行っている。 		
	3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの身体的・精神的状況や家庭での生活の情報は、受け入れ時、お迎え時の保護者との対話や、保護者からの育児日記、受入簿、連絡帳等で情報交換を行い記録している。 園行事（運動会、発表会、ふれあいレクリエーション等）で保護者と直接、子どもが保育所で出来たことを話す、行事の写真を「ひなた通信」（広報誌）やクラスだよりで紹介する、子どもの作品や絵を額に入れて玄関やクラスに展示することで、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有している。それが保護者との信頼関係に繋がっている。 以前は、お誕生会を月ごとに行っていたが、現在は、生まれた誕生日にお祝いをしている。朝、登園時に「おめでとう」と子どもの頭に冠をかぶせ、保護者と一緒に他の子ども達みんなでお祝い成長を喜んでいる。登園時に保護者に生まれた時間や生まれた時のことを聞き、子どもと一緒に生まれた日のことを話し誕生を喜ぶ取り組みをしている。 		

	<p>3 - (1) - ③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年2回（6月、1月）の保育参観時に、子どもと一緒に作品を作る、ゲームやジグソーパズルをする中で、子どもが今、興味を持っていることや、出来るようになったこと等、子どもの成長を子どもと共に喜ぶ機会を作っている。また、園長の講話や、外部から講師を招いて育児講座も開催している。 ・ 子どもの状態をみて、副園長や主任、保育士が受け入れ時やお迎え時等に、育児の方法の話しをする等、子育てについて共通理解を得るための機会を積極的に設けている。 		
	<p>3 - (1) - ④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回の身体測定時や、日々の着替え時に観察している。ネグレクトが疑われる時は、保護者と家庭状況を聞き育児支援や予防的助言を行っている。 ・ 児童虐待を発見した場合の対応マニュアルを整備している（児童虐待対応マニュアル）。マニュアルに基づき、職員会議で子どもの状況や対応の検討を行っている。また、児童虐待に関する外部研修にも参加している。 ・ 今後は、定期的にマニュアルの点検、見直しを行うことを期待する。 		

事業所情報（保育所）

（平成 27 年 10 月 24 日現在）

施設名	吉井保育所
-----	-------

1. 基本情報

郵便番号	859-6324		
所在地	長崎県佐世保市吉井町吉元 540-1		
TEL	0956-64-2205	ホームページ	yoshii-hoikusyo.com
FAX	0956-64-4243	E-mail	yoshiihoikusyo@carol.ocn.ne.jp
施設までの利用交通手段	西肥バス 吉元バス停前		
開設年月	H25 年 6 月 1 日	開所時間	7 : 00 ~ 19 : 30
敷地面積	3,300.84 m ²	建物面積	695.30 m ²
経営主体	社会福祉法人ひなたの会	園長名	古賀新二

2. 職員体制（複数の資格取得している場合は、重複計上してください）

専門職	常勤	非常勤
保育士	14	3
保健士・看護師		1
栄養士	1	
調理員	2	
その他	2	

3. 保育所の方針

<ul style="list-style-type: none"> ・児童一人ひとりを健やかに育成し、愛護する生活の場として保育所保育指針を遵守し、最も相応しいあり方を求め全職員研鑽し実践する。 ・所内の全ての者（職員、児童、保護者等）は立場、年齢、性別等の関わらず人格として平等の立場で助け合い、援助し合い、学び合う。 ・地域の人々、組織、自然との関わりを大切にする。

4. サービス内容

対象地域	佐世保市・佐世保市近辺市町村（現：佐々町、平戸市より広域入所児在籍）
対象年齢	2カ月～就学前
入所定員	70名

入所児童 (10/1 現)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
	8	17	8	11	13	11	

保育内容	有・無	具体的な内容（利用時間、詳細料金等）
0 歳児保育	有	2 カ月より受入可能。母乳持参可能。
障害児保育	有	
延長保育	有	18:15～1 日 1 人 150 円を当日徴収する。（おやつ代含む） 19:30 で閉所する。
夜間保育	無	
休日保育	無	
病後児保育	無	
一時保育	有	4 カ月より受入可能。金額は 4 時間(半日)・8 時間の 2 段階設定で年齢により異なる。おやつ・給食代は別途 300 円。
子育て支援センター	無	

サービス名	備考
健康管理	内科検診・歯科検診・尿検査・ぎょう虫検査実地
食事	自園調理・手作りおやつ・新メニュー取り組み
地域との交流	近所の老人施設との交流・町内行事への参加 小学校、幼稚園との交流・民生委員との交流
保護者会活動	保育所行事への参加・手伝い（運動会） コーラス・演劇等の計画、主催

5. 事業所から利用者（希望者）の皆様へ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育相談 ・ 苦情受付
--

6. 施設の公開、実習生、ボランティアの受入について

施設の公開・見学	実習生の受入	ボランティアの受入
利用希望者他、施設の見学は 随時受入。	有 例年受入れている。 今年度は 4 名受入。	有 今年度は高校生 2 名受入。